

定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,704百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,500百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

4. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を随時実施しており、また貸出金について、信用 VaR の計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会と協議・検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当率を基に算定する方法と、個別債務者ごとに引当金を見積る方法を併用し、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S&P）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんきん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の

リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的には派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方



とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであり、オリジネーター業務は行っていません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・

アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとの

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング (S&P)

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法等を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、当面基礎的手段を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する

手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資その他これに類する

エクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認

識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を行い、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを行うとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しております。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金（貸出金・定期性預金・流動性預金）に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (Δ EVE) や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度 (Δ NII) を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会で協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII は以下の前提に基づいて算定しております。

- ・普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追従率を計測し、預金の金利改定割合についても考慮しております。
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 5.697 年
- ・最長の金利改定満期は 10 年となっております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。
- ・複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮していません。
- ・算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてはスプレッドは考慮していません。
- ・コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和 元年度	令和 2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,481	35,503
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,115	16,204
うち、利益剰余金の額	18,516	19,450
うち、外部流出予定額(△)	151	152
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,798	2,063
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,798	2,063
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,279	37,566
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,029	702
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,029	702
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,029	702
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	36,250	36,864
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	413,755	394,858
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	27,206	26,470
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	440,961	421,329
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.22%	8.74%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



〔2〕自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	413,755	16,550	394,858	15,794
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	376,258	15,050	353,839	14,153
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	717	28	707	28
我が国の政府関係機関向け	8,462	338	9,061	362
地方三公社向け	11	0	7	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	71,045	2,841	74,472	2,978
法人等向け	113,595	4,543	103,572	4,142
中小企業等向け及び個人向け	101,515	4,060	92,663	3,706
抵当権付住宅ローン	6,180	247	6,073	242
不動産取得等事業向け	32,151	1,286	29,294	1,171
3ヵ月以上延滞等	2,655	106	2,066	82
取立未済手形	19	0	22	0
信用保証協会等による保証付	3,539	141	3,335	133
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4,506	180	462	18
出資等のエクスポージャー	506	20	462	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	31,856	1,274	32,101	1,284
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,430	377	9,338	373
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,248	129	2,779	111
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	132	5	140	5
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	37,497	1,499	41,019	1,640
ルック・スルー方式	37,497	1,499	41,019	1,640
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	27,206	1,088	26,470	1,058
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	440,961	17,638	421,329	16,853

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
オペレーショナル・リスク相当額=(粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%)÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〔 3 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
	国内	1,144,689	1,229,196	445,247	459,420	319,035	296,534	—	—	4,499
国外	24,500	29,499	—	—	24,500	29,499	—	—	—	—
地域別合計	1,169,189	1,258,696	445,247	459,420	343,535	326,034	—	—	4,499	2,309
製造業	21,158	21,904	16,706	19,456	4,400	2,296	—	—	445	46
農業、林業	3,312	3,917	3,312	3,917	—	—	—	—	15	2
漁業	151	195	151	195	—	—	—	—	5	5
鉱業、採石業、 砂利採取業	394	385	394	385	—	—	—	—	—	—
建設業	46,844	53,753	46,405	53,308	—	—	—	—	328	88
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,954	4,901	3,954	4,901	1,000	—	—	—	—	—
情報通信業	1,969	1,112	935	1,081	999	—	—	—	4	1
運輸業、郵便業	12,446	13,193	10,376	13,143	2,000	—	—	—	255	83
卸売業、小売業	34,011	36,540	31,196	36,125	2,800	400	—	—	165	109
金融業、保険業	374,184	388,276	13,564	13,127	23,500	26,199	—	—	—	—
不動産業	56,954	55,045	56,375	54,443	500	500	—	—	249	646
物品賃貸業	6,698	7,107	6,596	7,015	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,120	4,614	4,069	4,563	—	—	—	—	0	100
宿泊業	19,463	19,734	19,163	19,434	—	—	—	—	602	450
飲食業	6,997	9,002	6,997	9,002	—	—	—	—	179	99
生活関連サービス業、 娯楽業	13,332	14,412	12,240	13,520	1,000	800	—	—	1,685	235
教育・学習支援業	3,907	3,676	3,907	3,676	—	—	—	—	0	24
医療、福祉	28,990	30,526	28,890	30,426	—	—	—	—	23	154
その他のサービス	14,235	22,039	13,511	15,860	—	5,703	—	—	214	116
国・地方公共団体等	375,640	429,622	58,161	49,500	307,335	290,135	—	—	—	—
個人	108,346	106,340	108,255	106,274	—	—	—	—	302	115
その他	31,075	32,390	79	58	—	—	—	—	18	28
業種別合計	1,169,189	1,258,696	445,247	459,420	343,535	326,034	—	—	4,499	2,309
1年以下	537,575	476,904	319,310	293,799	37,734	42,605	—	—	—	—
1年超3年以下	225,319	261,227	39,223	51,040	49,266	28,986	—	—	—	—
3年超5年以下	61,245	69,657	23,705	36,610	36,758	32,622	—	—	—	—
5年超7年以下	41,702	39,397	23,633	34,195	18,068	5,202	—	—	—	—
7年超10年以下	28,997	50,740	16,305	24,100	4,809	19,074	—	—	—	—
10年超	222,821	229,448	18,924	16,904	196,896	197,543	—	—	—	—
期間の定め のないもの	51,528	131,320	4,144	2,770	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,169,189	1,258,696	445,247	459,420	343,535	326,034	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	2,394	2,699	—	2,394	2,699
	令和2年度	2,699	2,008	—	2,699	2,008
個別貸倒引当金	令和元年度	11,828	11,284	1,077	10,751	11,284
	令和2年度	11,284	12,957	358	10,925	12,957
合計	令和元年度	14,223	13,983	1,077	13,146	13,983
	令和2年度	13,983	14,966	358	13,624	14,966

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	238	220	△18	△41	220	179	14	1
農業、林業	6	8	2	△2	8	6	—	—
漁業	2	2	△0	△0	2	2	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,187	1,197	10	△74	1,197	1,123	155	76
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	△0	△0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	22	17	△4	△12	17	4	—	7
卸売業、小売業	254	136	△117	△79	136	57	27	81
金融業、保険業	2	1	△0	△0	1	1	—	—
不動産業	1,835	1,809	△26	38	1,809	1,848	8	16
物品賃貸業	600	1,007	407	599	1,007	1,607	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	38	33	△5	55	33	89	—	—
宿泊業	4,742	4,473	△268	1,439	4,473	5,913	59	—
飲食業	186	155	△30	△45	155	110	6	36
生活関連サービス業、 娯楽業	1,466	1,045	△420	218	1,045	1,264	699	157
教育・学習支援業	21	21	△0	△7	21	14	4	—
医療、福祉	452	473	20	△267	473	205	—	71
その他のサービス	353	324	△29	△41	324	282	17	3
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	291	223	△67	△97	223	126	11	12
合計	11,703	11,154	△549	1,684	11,154	12,838	1,003	463

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	315,826	—	410,007
10%	4,500	123,579	4,500	126,950
20%	18,739	335,502	25,329	346,478
35%	—	17,755	—	17,425
50%	58,591	2,490	63,394	9,330
75%	—	105,619	—	84,349
100%	7,000	174,651	—	166,444
150%	—	1,310	—	1,113
250%	—	3,621	—	3,372
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	88,831	1,080,358	93,223	1,165,472

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,994	2,445	55,736	60,306	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔6〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	546	546	530	530
非上場株式等	264	264	261	261
合計	811	811	792	792



ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	24	98
売却損	—	406
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	188	195

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔 8 〕 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	54,904	63,726
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

〔 9 〕 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,438	11,263	630	3
2	下方パラレルシフト	0	419	116	57
3	スティーブ化	13,262	8,605		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,438	11,263	630	57
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,864		36,250	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,611	35,546
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,115	16,204
うち、利益剰余金の額	18,685	19,532
うち、外部流出予定額(△)	152	153
うち、上記以外に該当するものの額	△ 37	△ 37
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,798	2,063
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,798	2,063
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,409	37,609
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,033	705
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,033	705
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,033	705
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	36,376	36,903
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	413,570	394,641
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	27,099	26,370
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	440,670	421,011
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.25%	8.76%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



〔 2 〕 その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率
規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

〔 3 〕 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	413,570	16,542	394,641	15,785
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	376,073	15,042	353,621	14,144
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	717	28	707	28
我が国の政府関係機関向け	8,462	338	9,061	362
地方三公社向け	11	0	7	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	71,045	2,841	74,472	2,978
法人等向け	110,722	4,428	100,496	4,019
中小企業等向け及び個人向け	101,515	4,060	92,663	3,706
抵当権付住宅ローン	6,180	247	6,073	242
不動産取得等事業向け	32,151	1,286	29,294	1,171
3 ヶ月以上延滞等	2,655	106	2,066	82
取立未済手形	19	0	22	0
信用保証協会等による保証付	3,539	141	3,335	133
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4,457	178	413	16
出資等のエクスポージャー	457	18	413	16
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	34,594	1,383	35,007	1,400
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,411	376	9,332	373
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,252	130	2,783	111
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	132	5	140	5
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	37,497	1,499	41,019	1,640
ルック・スルー方式	37,497	1,499	41,019	1,640
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	27,099	1,083	26,370	1,054
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	440,670	17,626	421,011	16,840

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3 ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 オペレーショナル・リスク相当額=(粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%)÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

〔 4 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引				令和元年度	令和2年度
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	1,145,352	1,229,922	443,205	457,283	319,035	296,534	-	-	4,499	2,309
国外	24,500	29,499	-	-	24,500	29,499	-	-	-	-
地域別合計	1,169,852	1,259,421	443,205	457,283	343,535	326,034	-	-	4,499	2,309
製造業	21,158	21,904	16,706	19,456	4,400	2,296	-	-	445	46
農業、林業	3,312	3,917	3,312	3,917	-	-	-	-	15	2
漁業	151	195	151	195	-	-	-	-	5	5
鉱業、採石業、 砂利採取業	394	385	394	385	-	-	-	-	-	-
建設業	46,844	53,753	46,405	53,308	-	-	-	-	328	88
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,954	4,901	3,954	4,901	1,000	-	-	-	-	-
情報通信業	1,969	1,112	935	1,081	999	-	-	-	4	1
運輸業、郵便業	12,446	13,193	10,376	13,143	2,000	-	-	-	255	83
卸売業、小売業	34,011	36,540	31,196	36,125	2,800	400	-	-	165	109
金融業、保険業	374,184	388,276	13,564	13,127	23,500	26,199	-	-	-	-
不動産業	58,087	56,145	57,508	55,542	500	500	-	-	249	646
物品賃貸業	3,522	3,872	3,420	3,780	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,120	4,614	4,069	4,563	-	-	-	-	0	100
宿泊業	19,463	19,734	19,163	19,434	-	-	-	-	602	450
飲食業	6,997	9,002	6,997	9,002	-	-	-	-	179	99
生活関連サービス業、 娯楽業	13,332	14,412	12,240	13,520	1,000	800	-	-	1,685	235
教育・学習支援業	3,907	3,676	3,907	3,676	-	-	-	-	0	24
医療、福祉	28,990	30,526	28,890	30,426	-	-	-	-	23	154
その他のサービス	14,235	22,039	13,511	15,860	-	5,703	-	-	214	116
国・地方公共団体等	375,640	429,622	58,161	49,500	307,335	290,135	-	-	-	-
個人	108,346	106,340	108,255	106,274	-	-	-	-	302	115
その他	33,780	35,251	79	58	-	-	-	-	18	28
業種別合計	1,169,852	1,259,421	443,205	457,283	343,535	326,034	-	-	4,499	2,309
1年以下	536,376	475,833	318,111	292,728	37,734	42,605	-	-	-	-
1年超3年以下	226,296	262,081	40,199	51,894	49,266	28,986	-	-	-	-
3年超5年以下	60,768	68,991	23,228	35,944	36,758	32,622	-	-	-	-
5年超7年以下	41,299	38,906	23,230	33,704	18,068	5,202	-	-	-	-
7年超10年以下	28,807	50,677	16,115	24,036	4,809	19,074	-	-	-	-
10年超	222,071	228,748	18,175	16,205	196,896	197,543	-	-	-	-
期間の定め のないもの	54,233	134,181	4,144	2,770	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,169,852	1,259,421	443,205	457,283	343,535	326,034	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	2,394	2,699	—	2,394	2,699
	令和2年度	2,699	2,008	—	2,699	2,008
個別貸倒引当金	令和元年度	12,721	12,115	1,077	11,644	12,115
	令和2年度	12,115	13,896	358	11,756	13,896
合計	令和元年度	15,116	14,815	1,077	14,039	14,815
	令和2年度	14,815	15,905	358	14,456	15,905

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和元年度	令和2年度
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	296	228	△ 67	△ 42	228	186	14	1
農業、林業	6	8	2	△ 2	8	6	—	—
漁業	2	2	△ 0	△ 0	2	2	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,188	1,199	10	△ 73	1,199	1,125	155	76
電気・ガス・熱供給・ 水道業	0	0	△ 0	0	0	0	—	—
情報通信業	0	0	△ 0	△ 0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	23	17	△ 5	△ 12	17	5	—	7
卸売業、小売業	257	139	△ 118	△ 78	139	60	27	81
金融業、保険業	3	2	△ 0	△ 0	2	1	—	—
不動産業	2,426	2,417	△ 9	184	2,417	2,601	8	16
物品賃貸業	600	1,008	408	600	1,008	1,608	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	38	33	△ 5	56	33	89	—	—
宿泊業	4,762	4,474	△ 288	1,439	4,474	5,914	59	—
飲食業	190	160	△ 30	△ 45	160	114	6	36
生活関連サービス業、 娯楽業	1,642	1,216	△ 426	207	1,216	1,424	699	157
教育・学習支援業	22	21	△ 0	△ 7	21	14	4	—
医療、福祉	483	501	17	△ 293	501	207	—	71
その他のサービス	354	325	△ 29	△ 41	325	283	17	3
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	295	227	△ 67	△ 97	227	130	11	12
合計	12,596	11,985	△ 611	1,792	11,985	13,777	1,003	463

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	315,826	—	410,007
10%	4,500	123,579	4,500	126,950
20%	18,739	335,503	25,329	346,478
35%	—	17,755	—	17,425
50%	58,591	2,490	63,394	9,330
75%	—	105,619	—	84,349
100%	7,000	175,311	—	167,167
150%	—	1,310	—	1,113
250%	—	3,623	—	3,373
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	88,831	1,081,021	93,223	1,166,198

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔5〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,994	2,445	55,736	60,306	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔6〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔7〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 該当ありません

ロ. 連結グループが投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 該当ありません

〔8〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	546	546	530	530
非上場株式等	215	215	212	212
合計	762	762	743	743



ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	24	98
売却損	—	406
償却	—	—

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	188	195

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔9〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	54,904	63,726
マナート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

〔10〕金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,283	11,107	630	—
2	下方パラレルシフト	0	419	116	31
3	スティープ化	13,147	8,481		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,283	11,107	630	31
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,903		36,376	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

《信用金庫法に基づく記載事項一覧》

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)等に基づき作成しております。その記載事項は下記のページに掲載しております。

単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

	本編		資料編	
	本編	資料編	本編	資料編
1 金庫の概況及び組織に関する事項				
(1) 事業の組織	27P		②延滞債権に該当する貸出金	12P
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	27P		③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	12P
(3) 会計監査人の氏名または名称		3P	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	12P
(4) 事務所の名称及び所在地	30~32P		(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	18~31P
2 金庫の主要な事業の内容		1P	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
3 金庫の主要な事業に関する事項			①有価証券	14P
(1) 直近の事業年度における事業概況	15~16P		②金銭の信託	15P
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標			③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	15P
①経常収益		6P	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	11P
②経常利益又は経常損失		6P	(6) 貸出金償却の額	11P
③当期純利益又は当期純損失		6P	(7) 会計監査法人の監査を受けている旨	3P
④出資総額及び出資総口数		6P	6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	8P
⑤純資産額		6P		
⑥総資産額		6P		
⑦預金積金残高		6P		
⑧貸出金残高		6P		
⑨有価証券残高		6P		
⑩単体自己資本比率		6P		
⑪出資に対する配当金		6P		
⑫職員数		6P		
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標				
①主要な業務の状況を示す指標				
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		6P		
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支		6P		
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回及び資金利ざや		7P		
エ. 受取利息及び支払利息の増減		8P		
オ. 総資産経常利益率		7P		
カ. 総資産当期純利益率		7P		
②預金に関する指標				
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高		9P		
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		9P		
③貸出金等に関する指標				
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		10P		
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		10P		
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		11・15P		
エ. 使途別の貸出金残高		11P		
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		10P		
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値		7P		
④有価証券に関する指標				
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高		13P		
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高		13P		
ウ. 有価証券の種類別の平均残高		13P		
エ. 預証率の期末値及び期中平均値		7P		
4 金庫の事業の運営に関する事項				
(1) リスク管理の体制		17P		
(2) 法令遵守の体制		19P		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況		7~12P		
(4) 金融ADR制度への対応		20P		
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項				
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書		2~5P		
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額				
①破綻先債権に該当する貸出金		12P		

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定められた開示項目(金融再生法第7条)

	本編	資料編
1 資産査定公表		12P



MITO
SHINKIN BANK
REPORT **2021**



このまちの夢がきこえる
水戸信用金庫

〒310-0803 茨城県水戸市城南2-2-21
TEL 029-222-3311 (大代表)

<http://www.mitoshin.co.jp/>

